

# 国民年金保険料は納期限までに納めましょう。

問合せ：▶仙北市民生活課 国保年金係 ☎43-3316 ▶大曲年金事務所 ☎0187-63-2296

平成27年4月分から平成28年3月分までの国民年金保険料は、月額15,590円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、納付を督促する文書（督促状）を送付し、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金を課すだけでなく、納付義務のある方<sup>\*</sup>の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度がありますので、市区役所・町村役場の国民年金窓口へご相談するようお願いします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります。

## ◆国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区役所または町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

平成27年度の免除等の受付は平成27年7月1日から開始され、平成27年7月分から平成28年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1か月前の月分まで遡及して免除申請をすることができるようになりました。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、市区役所・町村役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

# 7月は国民健康保険税の納税月です。

問合せ：仙北市民生活課 市民税係 ☎43-1117

## ◆平成27年度の納税通知書は7月15日に発送します

国民健康保険の納税義務者は世帯主の方となります。保険税を世帯単位で計算して世帯主宛てに納税通知書を送付します。

また、世帯主の方が社会保険や後期高齢者医療等に加入している場合でも、その世帯に国民健康保険の加入者がいれば世帯主宛てに納税通知書を送付します。

## ◆資産割を廃止し、3方式（所得割・均等割・平等割）へ変更

国民健康保険は、加入者の皆さまが病気やけがをされたときに、安心して医療機関にかかることができるように、国民健康保険税を出し合い、相互に支えあう制度です。

今回の税率改正は、医療費等の増加に対し今後の国保運営を維持していくことと、資産割を廃止することで税負担の公平性を保持しつつ被保険者の急激な負担増とならないよう配慮していますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

## ◆税率、課税限度額

	H26税率	H27税率	
<b>医療分</b> 国保加入者の医療費等にあてるための課税額	所得割率	7.7%	8.9%
	資産割率	8.3%	-
	均等割額	2.2万円	2.4万円
	平等割額	2万円	2.3万円
	課税限度額	51万円	52万円
<b>支援金分</b> 75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度等の運営費用にあてるための課税額	所得割率	3.4%	3.0%
	資産割率	4.0%	-
	均等割額	1万円	1万円
	平等割額	8千円	8千円
	課税限度額	16万円	17万円
<b>介護分</b> 40歳から64歳まで（介護保険第2号被保険者）の方の介護保険制度の運営費用にあてるための課税額	所得割率	2.4%	2.4%
	資産割率	1.5%	-
	均等割額	9千円	9千円
	平等割額	4千円	4千円
	課税限度額	14万円	16万円



## 受給者証・認定証の更新

8月1日から、国民健康保険に加入している方の「国民健康保険高齢受給者証」、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」、「国民健康保険限度額適用認定証」が更新になります。8月1日以降は、新しい受給者証や認定証を医療機関等の窓口へ提示してください。

### ◆手続きに必要なもの

- ①対象者の方の国民健康保険被保険者証
- ②印鑑

問合せ：仙北市民生活課 国保年金係 ☎43-3316

対象者	更新になる受給者証・認定証	手続き
国保に加入している <b>70～74歳</b> の方	国民健康保険高齢受給者証	手続きは不要です。新しい高齢受給者証は、7月下旬に送付します。
	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	該当となる方には申請書を7月下旬に送付します。8月1日以降に、各庁舎・各出張所の国保担当窓口で手続きを行ってください。
国保に加入している <b>70歳未満</b> の方	国民健康保険限度額適用認定証	現在お持ちの方や新たに申請される方は、8月1日以降に、各庁舎・各出張所の国保担当窓口で手続きを行ってください。
	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	※医療機関窓口にて「認定証」を提示することで、外来・入院にかかる一医療機関の支払い（個人単位）が限度額までとなります。

## 健康保険に二重に加入していませんか？

現在、国民健康保険に加入している方で、社会保険証もお持ちの方はいませんか。

2種類の保険証をお持ちの方は、二重加入の可能性があります。社会保険に加入しただけでは、国保の資格は自動的に喪失に

はならないため、国保の資格を喪失する手続きが必要です。社会保険加入者の被扶養者になっている方も同じです。

お手数ですが市役所・出張所の窓口で手続きをお願いします。

